B 4.1.3 指針　陸上における医療

1　船員を治療するための陸上の医療施設は、その目的のために適切なものとすべきである。医師、歯科医師その他医療要員は、適当な資格を有すべきである。

2　船員が港にいる時に次のものを利用することができることを確保するための措置がとられるべきである。

(a) 疾病及び負傷に関する外来患者のための治療

(b) 必要な場合における入院加療

(c) 歯科治療のための施設（特に緊急の場合）

3　病気にかかっている船員の治療を容易にするため、適当な措置をとるべきである。特に、船員は、困難を伴うことなく、及び国籍又は宗教的信条のいかんを問わず、陸上の診療所及び病院に速やかに収容されるべきである。可能なときはいつでも、当該船員が利用することができた医療施設による治療を補うための治療の継続を必要に応じて確保するための措置がとられるべきである。

B 4.1.4 指針　他の船舶への医療上の援助及び国際協力

1　加盟国は、健康の保護及び医療に関する援助、計画及び調査の分野における国際協力に参加することに妥当な考慮を払うべきである。このような協力は、次のことを対象とすることができる。

(a) 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（その改正を含む。）及び国際航空機船舶捜索救助便覧（ＩＡＭＳＡＲ）に従い、捜索及び救助の努力を発展させ、及び調整すること並びに定期的な船位通報制度、救助調整本部、緊急時におけるヘリコプターの派遣に係るサービス等を通じて海上で迅速に船舶内の重病又は重傷の者に対する医療上の援助及びこれらの者の輸送を行う体制を構築すること。

(b) 医師を乗船させている全ての船舶を最大限活用すること並びに医療設備及び救助のための設備を提供することができる船舶を海上に配置すること。

(c) 船員に対して緊急の医療を提供するために世界的規模で利用することができる医師及び医療施設の国際的な一覧表を取りまとめ、及び維持すること。

(d) 緊急の治療のために船員を上陸させること。

(e) 外国で入院した船員の希望及び必要性を考慮し、当該船員の治療について責任を負う医師の医学的助言に従って当該船員をできる限り速やかに送還すること。

(f) 送還される船員の希望及び必要性を考慮し、当該船員の治療について責任を負う医師の医学的助言に従って、送還中、当該船員に対して個人的な援助を手配すること。

(g) 次のことを行うために船員のための保健施設を設置するよう努めること。

(i) 船員の健康状態、治療及び予防的な保健に関して研究を行うこと。

(ii) 医療及び保健サービスの要員に海上の医療に関する訓練を受けさせること。

(h) 船員の職業上の災害、疾病及び死亡に関する統計を収集し、及び評価すること並びに当該統計を他の種類の労働者を対象とする職業上の災害及び疾病に関する既存の国内の統計の体系と統合し、及び調整を図ること。

(i) 技術的情報、訓練用の資料及び訓練要員の国際的な交換及び交流並びに国際的な訓練課程、セミナー及び作業部会を行うこと。

(j) 全ての船員に対し、特別な保健サービス及び医療であって治療及び予防に関するものを港において提供すること又は一般的な保健、医療及びリハビリテーションに係るサービスを利用することができるようにすること。

(k) 近親者の希望に従い、かつ、できる限り速やかに、死亡した船員の遺体又は遺骨の送還のための措置をとること。

2　船員のための健康の保護及び医療の分野における国際協力は、加盟国間における二国間又は多数国間の協定又は協議に基づくものとすべきである。

B 4.1.5 指針　船員の被扶養者

1　加盟国は、労働者全般及びその被扶養者を対象として含む医療サービスが存在しない場合には、当該サービスを発展させるまでの間、自国の領域内に住所を有する船員の被扶養者のため、適当かつ十分な医療を確保するための措置をとるべきであり、また、この目的のためにとられた措置に関して国際労働事務局に通報すべきである。

第2　規則　船舶所有者の責任

目的　船員の雇用に関連して生ずる疾病、負傷又は死亡の金銭上の影響から当該船員が保護されることを確保すること。

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶において、当該船舶で雇用される船員に対し、船員の雇用契約に基づく勤務中に生じ、又は船員の雇用契約に基づく雇用に起因する疾病、負傷又は死亡の金銭上の影響に関して船舶所有者から物的援助及び支援を受ける権利を与えるための措置が規範の規定に従ってとられることを確保する。

2　この規則の規定は、船員が求めることができる他のいかなる法的救済にも影響を及ぼすものではない。

A 4.2 基準　船舶所有者の責任

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者が当該船舶において労働する全ての船員の健康の保護及び医療について次の最低基準に従って責任を負うことを要求する法令を制定する。

(a) 船舶所有者は、自己の船舶において労働する船員について、職務の開始の日と適切に送還されたとみなされる日との間に生じ、又はこれらの日の間における雇用に起因する当該船員の疾病及び負傷に関して費用を負担する責任を負う。

(b) 船舶所有者は、職業上の負傷、疾病又は危険に起因する船員の死亡又は長期の障害の場合における補償を確保するため、国内法令、船員の雇用契約又は団体交渉の合意に規定する金銭上の保証を提供する。

(c) 船舶所有者は、傷病を負った船員が回復するまで又は当該船員の疾病若しくは労働不能が恒久的性質のものと宣言されるまで、医療に係る費用（治療、必要な医薬品及び治療用の器具の供給並びに自宅以外における食事及び宿泊に係る費用を含む。）を負担する責任を負う。

(d) 船舶所有者は、船員が勤務期間中に船舶又は陸上において死亡した場合には、埋葬のための費用を負担する責任を負う。

2　国内法令は、医療、食事及び宿泊に係る費用を負担する船舶所有者の責任を、船員の負傷又は発病の日から十六週間以上の期間に限定することができる。

3　疾病又は負傷の結果として労働不能が生ずる場合には、船舶所有者は、次のことについて責任を負う。

(a) 傷病を負った船員が船舶内にとどまる間又はこの条約に従って送還されるまで、賃金の全額を支払うこと。

(b) 傷病を負った船員が送還され、又は上陸する時から回復するまで又は回復に先立ち関係する加盟国の法令に基づき現金給付を受ける権利を得る場合にはその時まで、国内法令又は団体交渉の合意に定めるところに従って賃金の全額又は一部を支払うこと。

4　国内法令は、下船した船員に関して賃金の全額又は一部を支払う船舶所有者の責任を、当該船員の負傷又は発病の日から十六週間以上の期間に限定することができる。

5　国内法令は、次の事項に関する責任を船舶所有者に負わせないことができる。

(a) 船舶の業務以外から生じた負傷

(b) 傷病を負い、又は死亡した船員の悪意の不法行為に起因する負傷又は疾病

(c) 船員が勤務を開始した時に故意に隠蔽された疾病又は心身障害